

当会の要求事項

認証を受けるにあたり、「認証生産行程管理者及び認証小分け業者・認証輸入業者」は、次の事項を遵守することを誓約し署名、捺印していただく必要があります。

1. 認証の申請及び認証後における一般的合意事項

- (1) JAS 法並びに JAS 法に基づく当会の認証に関する諸規定に従うこと。
- (2) 書類審査及び実地検査に際し、必要な準備を行うこと。
- (3) 認証を受けた後は、格付の表示、認証生産行程管理者(又は認証小分け業者・認証輸入業者)等であることの表明を適切に行うこと。

2. JAS 法施行規則第 46 条第 1 項二に関する事項

認証を取得した後は以下の内容を遵守すること。

- (1) 認証に係る事項が認証の技術的基準に適合するように維持すること。
- (2) 格付の表示に係る JAS 法の規定を遵守すること。
- (3) 格付けの表示に係る有機 J A S マークは部外者の立ち入らない場所に保管し、使用枚数及び在庫枚数の管理を適切に行なうこと。
- (4) 格付けの表示を行って出荷する際は、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に有機の表示及び有機 J A S マークを付すことによる格付を行なって出荷し、その格付実績を記録し、根拠書類とともに保持すること。
- (5) 格付けの検査において、不合格品は合格品と混合することのないよう明確に区分して貯蔵、出荷又は処分がなされるよう適切な措置を講じること。
- (6) 農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、又は農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費技術センターによる報告の請求を拒否し、虚偽の報告をし、又は立入検査の拒否、妨害若しくは忌避をしてはならないこと。
- (7) 認定証事項を変更し、又は格付業務を廃止しようとするときは、あらかじめ当会に通知すること。
- (8) 認証を受けている旨の広告又は表示をするときは、認証に係る農林物資以外の製品について当会の認証を受けていると誤認させ、又は当会の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- (9) 認証を受けている旨の広告又は表示を行うときは、認証に係る農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
当会の他の認証プログラムの認証を受けていない場合は、当会の他の認証プログラムについては言及しないこと。

- (10) 当会が(5)又は(6)の条件に違反すると認めて広告又は表示の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。
- (11) (5)又は(6)のほか、他人に認証、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、認証に係る農林物資以外の製品について当会の認証を受けていると誤認させ、又は当会の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- (12) 当会が行う調査等に協力すること。
- (13) 認証に係る圃場又は製造所又は事業所における「年間の生産計画（製造計画、小分け計画、輸入計画）」を策定し、当該計画を本会に提出すること。
- (14) 生産行程管理記録又は小分け管理記録等、及び格付け記録、不合格品処分記録、有機JASマークの管理記録を作成し、根拠書類とともに3年間保持しておくこと。
- (15) 毎年6月末日までに、その前年度の格付実績を当会に報告すること。
- (16) 当会は、貴方に対し、必要な報告を求め、又は事務所、ほ場等に立ち入り、格付、農林物資の広告又は表示、農林物資、原料、工場、帳簿その他の物件を検査することができること。
- (17) 貴方が(1)から(15)までの条件に違反し、又は(16)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは(16)の検査を拒否、妨害若しくは忌避をしたとき、認証手数料、調査手数料等の支払いを行なわない場合、又は当会は、認証の取消し又は格付業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求できること。
- (18) 貴方が(17)の請求に応じないときは、当会はその認証を取り消すこと。
- (19) 認証の取消し又は格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止の場合には、貴方は当会の要求どおりに、認証書を返却すること。
- (20) 当会は、貴方(認証生産行程管理者又は認証小分け業者、認証輸入業者)の氏名又は名称及び住所、認証に係る農林物資の種類、認証に係るほ場等の名称及び所在地並びに認証の年月日、(17)の規定による請求をしたとき又は認証を取り消したときは、当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表すること。
- (21) JAS製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録を当会の求めに応じて当会に利用させること。

3. JAS 法施行規則第 46 条第 4 項に関する事項

- (1) 当会は、認証を行ったときは、以下の内容を事務所において公衆の閲覧に供し、及びインターネットを利用して情報を提供すること。
- (2) 当会は、貴方に対し、格付業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求したときは、事務所において公衆の閲覧に供し、及びインターネットを利用して情報を提供すること。
- (3) 当会は貴方が格付業務を廃止したときは、事業所において公衆の閲覧に供し、及びインターネットを利用して情報を提供すること。
- (4) 当会は、認証を取り消したときは、事務所において公衆の閲覧に供し、及びインターネットを利用して情報を提供すること。

4. その他の事項

- (1) 当会は、別に定める機密保持規程に基づき、当会の関係者のすべての者が認証に関する業務の過程において得られる情報の機密を保護するが、JAS 法及び他の法律で求められた場合は、情報開示がありえること。
- (2) その場合、当会は、JAS 法及び他の法律で第三者に情報を開示する旨及びその情報を貴方に通知すること。
- (3) それ以外、認証に関する業務遂行上知り得た情報を第三者に開示する場合は、貴方の書面による同意を得ること。